

【A】

令和2年度(2020年4月1日～新規の確認申請からの手数料として適用)

確認・検査等 料金表

A 区域 山梨県内

完了検査まで前納の場合手数料4,000円以上の減額！！

第1-A ◆建築 確認申請・中間検査申請・完了検査申請手数料

(単位:円)

建築物 申請手数料	床面積の合計	確認申請	中間検査申請 (1回分)	完了検査申請(下段は全納)		
				中間検査を行った建 築物	中間検査無しの建 築物	
第1類 (型式認定)	100㎡以内のもの	10,000	12,000	15,000	16,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 31,000	22,000	
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	15,000	18,000	21,000	22,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 48,000	33,000	
	200㎡を超え、300㎡以内のもの	25,000	21,000	30,000	31,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 70,000	52,000	
	300㎡を超え、500㎡以内のもの	30,000	24,000	32,000	34,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 80,000	60,000	
	100㎡以内のもの	14,000	16,000	19,000	20,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 43,000	30,000	
第2類 (建築士設計)	100㎡を超え、200㎡以内のもの	21,000	24,000	27,000	28,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 66,000	45,000	
	200㎡を超え、300㎡以内のもの	33,000	29,000	38,000	39,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 94,000	68,000	
	300㎡を超え、500㎡以内のもの	40,000	34,000	42,000	44,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 110,000	80,000	
	100㎡以内のもの	15,000	17,000	20,000	21,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 46,000	32,000	
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	22,000	25,000	28,000	29,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 69,000	47,000	
第3類 (建築士設計)	200㎡を超え、300㎡以内のもの	34,000	30,000	39,000	40,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 97,000	70,000	
	300㎡を超え、500㎡以内のもの	41,000	35,000	43,000	45,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 113,000	82,000	
	100㎡以内のもの	16,000	18,000	21,000	22,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 49,000	34,000	
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	23,000	26,000	29,000	30,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 72,000	49,000	
	200㎡を超え、300㎡以内のもの	35,000	31,000	40,000	41,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 100,000	72,000	
第4類 (建築士設計)	300㎡を超え、500㎡以内のもの	43,000	37,000	45,000	47,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 119,000	86,000	
	第1類	令第10条 第1号・第2号 の建築物				
	第2類	令第10条 第3号 一戸建ての住宅(附属部分の用途は1/2の面積で50㎡以内の物置・駐輪場・車庫に限る) 第4号 棟別のもので上記の付属のものが消防同意が不要とされたもの				
	第3類	令第10条 第3号 の建築物で第2類以外のもの				
	第4類	令第10条 第4号 の建築物				
	第1類～第4類	・申請の延べ床面積の合計が500㎡を超える第1類の建築物については第5類床面積の70%の手数料とする。				
		・ " " 第2類～第3類については第5類床面積の80%の手数料とする。				
		・ " " 第4類については第5類床面積の手数料とする。				
		・申請建物に第5類の物件がある場合は、床面積の合計は第5類の物件として手数料を算定する。				
建築物 申請手数料	床面積の合計	確認申請	中間検査申請 (1回分)	完了検査申請(下段は全納)		
				中間検査を行った建 築物	中間検査無しの建 築物	
第5類	100㎡以内のもの	25,000	24,000	27,000	28,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 70,000	49,000	
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	37,000	35,000	37,000	38,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 103,000	71,000	
	200㎡を超え、300㎡以内のもの	46,000	42,000	50,000	51,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 132,000	93,000	
	300㎡を超え、500㎡以内のもの	61,000	55,000	57,000	59,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 167,000	116,000	
	500㎡を超え、700㎡以内のもの	88,000	67,000	69,000	82,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は5,000円減)			※ 209,000	160,000	
	700㎡を超え、1,000㎡以内のもの	104,000	78,000	79,000	94,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は5,000円減)			※ 246,000	188,000	
	1,000㎡を超え、1,500㎡以内のもの	126,000	94,000	91,000	110,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は5,000円減)			※ 296,000	226,000	
	1,500㎡を超え、2,000㎡以内のもの	145,000	107,000	100,000	122,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は5,000円減)			※ 337,000	257,000	
	2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの	175,000	128,000	115,000	143,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は10,000円減)			※ 388,000	298,000	
	3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	224,000	162,000	138,000	173,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は10,000円減)			※ 494,000	377,000	
5,000㎡を超え、7,000㎡以内のもの	263,000	188,000	155,000	197,000		
完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は10,000円減)			※ 576,000	440,000		
7,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	312,000	221,000	176,000	225,000		
完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は10,000円減)			※ 679,000	517,000		
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	434,000	302,000	224,000	293,000		
完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は20,000円減)			※ 900,000	687,000		
20,000㎡を 超えるもの	別途見積による					

【B】

確認・検査等 料金表

(東京・神奈川・埼玉・千葉 用)

第1-B ◆ 建築 確認申請・中間検査申請・完了検査申請手数料

(単位:円)

建築物 申請手数料	床面積の合計	確認申請	中間検査申請 (1回分)	完了検査申請(下段は全納)		
				中間検査を行った 建築物	中間検査無しの 建築物	
第1類 (型式認定)	100㎡以内のもの	14,000	18,000	18,000	18,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は 円減)			※ 44,000	28,000	
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	19,000	22,000	21,000	22,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 56,000	37,000	
	200㎡を超え、300㎡以内のもの	28,000	28,000	28,000	28,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 78,000	52,000	
	300㎡を超え、500㎡以内のもの	34,000	30,000	29,000	30,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 87,000	60,000	
	100㎡以内のもの	23,000	23,000	23,000	24,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 63,000	43,000	
第2類 (建築士設計)	100㎡を超え、200㎡以内のもの	32,000	31,000	31,000	32,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 88,000	60,000	
	200㎡を超え、300㎡以内のもの	42,000	42,000	40,000	43,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 118,000	81,000	
	300㎡を超え、500㎡以内のもの	52,000	50,000	47,000	51,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 143,000	99,000	
	100㎡以内のもの	23,000	24,000	23,000	24,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 64,000	43,000	
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	32,000	32,000	31,000	32,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 89,000	60,000	
第3類 (建築士設計)	200㎡を超え、300㎡以内のもの	43,000	41,000	42,000	43,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 120,000	82,000	
	300㎡を超え、500㎡以内のもの	52,000	49,000	50,000	51,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 145,000	99,000	
	100㎡以内のもの	24,000	25,000	23,000	24,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 66,000	44,000	
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	33,000	33,000	31,000	32,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 91,000	61,000	
	200㎡を超え、300㎡以内のもの	44,000	43,000	42,000	43,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 123,000	83,000	
第4類 (建築士設計)	300㎡を超え、500㎡以内のもの	53,000	51,000	50,000	51,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 148,000	100,000	
	山梨県内に準ずる					
	第1類					
	第2類					
	第3類					
	第4類					
	第1類~第4類					
	建築物 申請手数料	床面積の合計	確認申請	中間検査申請 (1回分)	完了検査申請(下段は全納)	
					中間検査を行った 建築物	中間検査無しの 建築物
第5類	100㎡以内のもの	30,000	28,000	32,000	33,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 84,000	59,000	
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	44,000	42,000	44,000	45,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 124,000	85,000	
	200㎡を超え、300㎡以内のもの	55,000	50,000	59,000	60,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 158,000	111,000	
	300㎡を超え、500㎡以内のもの	72,000	66,000	68,000	70,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)			※ 200,000	138,000	
	500㎡を超え、700㎡以内のもの	105,000	80,000	82,000	97,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は5,000円減)			※ 252,000	192,000	
	700㎡を超え、1,000㎡以内のもの	123,000	93,000	94,000	111,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は5,000円減)			※ 295,000	224,000	
	1,000㎡を超え、1,500㎡以内のもの	150,000	111,000	108,000	131,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は5,000円減)			※ 354,000	271,000	
	1,500㎡を超え、2,000㎡以内のもの	173,000	127,000	119,000	145,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は5,000円減)			※ 404,000	308,000	
	2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの	208,000	152,000	137,000	170,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は10,000円減)			※ 467,000	358,000	
	3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	266,000	192,000	164,000	205,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は10,000円減)			※ 592,000	451,000	
5,000㎡を超え、7,000㎡以内のもの	312,000	224,000	185,000	234,000		
完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は10,000円減)			※ 691,000	526,000		
7,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	370,000	262,000	210,000	268,000		
完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は10,000円減)			※ 812,000	618,000		
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	515,000	359,000	266,000	348,000		
完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は20,000円減)			※ 1,080,000	823,000		
20,000㎡を超えるもの	別途見積による					

【C】

確認・検査等 料金表

(長野 用)

第1-C ◆建築 確認申請・中間検査申請・完了検査申請手数料

(単位:円)

建築物 申請手数料	床面積の合計	確認申請	中間検査申請 (1回分)	完了検査申請(下段は全納)	
				中間検査を行った 建築物	中間検査無しの 建築物
第1類 (型式認定)	100㎡以内のもの	13,000	17,000	17,000	17,000
		完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は 円減)		※ 41,000	26,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	19,000	22,000	21,000	22,000
		完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)		※ 56,000	37,000
	200㎡を超え、300㎡以内のもの	28,000	28,000	28,000	28,000
		完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)		※ 78,000	52,000
300㎡を超え、500㎡以内のもの	34,000	30,000	29,000	30,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)		※ 87,000	60,000	
第2類 (建築士設計)	100㎡以内のもの	18,000	18,000	20,000	20,000
		完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)		※ 50,000	34,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	26,000	25,000	27,000	27,000
		完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)		※ 72,000	49,000
	200㎡を超え、300㎡以内のもの	35,000	34,000	36,000	36,000
		完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)		※ 99,000	67,000
300㎡を超え、500㎡以内のもの	40,000	39,000	41,000	41,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)		※ 114,000	77,000	
第3類 (建築士設計)	100㎡以内のもの	19,000	20,000	20,000	20,000
		完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)		※ 53,000	35,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	26,000	28,000	28,000	28,000
		完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)		※ 76,000	50,000
	200㎡を超え、300㎡以内のもの	35,000	37,000	37,000	37,000
		完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)		※ 103,000	68,000
300㎡を超え、500㎡以内のもの	41,000	43,000	43,000	43,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)		※ 121,000	80,000	
第4類 (建築士設計)	100㎡以内のもの	20,000	21,000	22,000	23,000
		完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)		※ 57,000	39,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	28,000	28,000	30,000	31,000
		完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)		※ 80,000	55,000
	200㎡を超え、300㎡以内のもの	38,000	37,000	39,000	41,000
		完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)		※ 108,000	75,000
300㎡を超え、500㎡以内のもの	45,000	44,000	46,000	48,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)		※ 129,000	89,000	
第1類 第2類 第3類 第4類 第1類～第4類	山梨県内に準ずる				
建築物 申請手数料	床面積の合計	確認申請	中間検査申請 (1回分)	完了検査申請(下段は全納)	
				中間検査を行った 建築物	中間検査無しの 建築物
第5類	100㎡以内のもの	28,000	26,000	30,000	31,000
		完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)		※ 78,000	55,000
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	41,000	39,000	41,000	42,000
		完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)		※ 115,000	79,000
	200㎡を超え、300㎡以内のもの	51,000	46,000	55,000	56,000
		完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)		※ 146,000	103,000
	300㎡を超え、500㎡以内のもの	67,000	61,000	63,000	65,000
		完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は2,000円減)		※ 185,000	128,000
	500㎡を超え、700㎡以内のもの	97,000	74,000	76,000	90,000
		完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は5,000円減)		※ 232,000	177,000
	700㎡を超え、1,000㎡以内のもの	114,000	86,000	87,000	103,000
		完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は5,000円減)		※ 272,000	207,000
	1,000㎡を超え、1,500㎡以内のもの	139,000	103,000	100,000	121,000
		完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は5,000円減)		※ 327,000	250,000
	1,500㎡を超え、2,000㎡以内のもの	160,000	118,000	110,000	134,000
		完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は5,000円減)		※ 373,000	284,000
	2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの	193,000	141,000	127,000	157,000
		完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は10,000円減)		※ 431,000	330,000
	3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	246,000	178,000	152,000	190,000
		完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は10,000円減)		※ 546,000	416,000
5,000㎡を超え、7,000㎡以内のもの	289,000	207,000	171,000	217,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は10,000円減)		※ 637,000	486,000	
7,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	343,000	243,000	194,000	248,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は10,000円減)		※ 750,000	571,000	
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	477,000	332,000	246,000	322,000	
	完了検査まで全納の場合手数料(各申請手数料は20,000円減)		※ 995,000	759,000	
20,000㎡を 超えるもの	別途見積による				

- ◎確認検査手数料について
- 第1類～第4類は確認の特例としそれ以外を第5類とする。
 - 建築物の確認申請は、申請部分の面積と、申請以外を面積を加えた面積とする。
 - 令和2年3月31日以前の確認済の計画変更・中間・完了の手数料は従前の手数料で対応します。
- ※1 確認申請時に完了検査まで一括納入の場合各申請料は2,000円～20,000円の減額をします。(オプションのものを除く)
- ※2 中間検査を行った建築物欄にある※は中間検査1回の場合の一括申請手数料です。
- ※3 建築確認(計画変更を含む)及び用途変更の申請は、建築士の設計及び工事監理者が建築士でない申請は**80,000円**を加算した金額とします。
- ※4 手数料は、申請部分の床面積の合計により算定する。また、次の場合は申請部分にその床面積に算入し手数料を増減する。

①申請部分の建物が既存建物に増築する場合は既存部分の 40% の面積を加えたものを申請面積とする。	
②用途変更は申請建物の面積とする。ただし、申請部分が500㎡を超えるものについては申請面積の 60% を床面積とする。また、建物内の申請以外を面積は 40% の面積とし、その合計床面積を手数料面積とする。	
③建築物の移転または、大規模の修繕、大規模の様式替えは申請建物の床面積とする。 ただし500㎡を超える建物で、構造計算が不要の場合は 60% の床面積とする。	
④増床面積の計画変更は変更前の床面積の合計を上限とする。	○(当初の床面積>計画変更床面積)
・計画変更は変更に関わる範囲の水平投影面積とする。(参考参照;床面積の算定方法は計画変更床面積算定準則 第1による。)	
・建物の位置又は高さの計画変更で、建物に影響がないものはその類の100㎡以内の面積とする。	

- ※3 直前の確認申請が他の機関で行われたものは計画変更、中間検査及び完了検査の手数料は**20%**を加算する。
- ※4 省エネの伴う完了検査は検査手数料の**30%**を加算した手数料とする。
(完了検査の手数料は他機関で省エネ適合判定した物件は**20%**加算するものとし※4により更に**30%**を加える)
- ・① 中間検査は、検査対象床面積を中間検査手数料とする。なお、中間検査が工区などにより数回になる場合は、追加検査手数料として1回につき**3,000円**(第7◆の検査出張料は別途)とする。
 - ・② 完了検査まで一括納付のもので、第5類の建物の延べ面積200㎡を超える申請が10㎡以内の平屋建て棟別附属建築物であり、その床面積を引くと床面積の合計が欄外になる場合については、確認申請手数料を**5,000円**、完了検査申請料を**5,000円減額**とすることができる。ただし防火、準防火地域を除く。
- 例:(延べ面積208㎡の建築物に別棟附属倉庫が9㎡の場合);208-9=199㎡...⇒確認申請料(-2000)-**5,000**+完了検査料(-2000)-**5,000**=

- ※5 構造計算が必要な建築物(棟別、EXP等)は、「第2◆オプション」手数料(割増手数料)として追加する。
○「国土交通大臣が定めた構造方法」による構造計算(既存建物等)
(令第137条の2に基づく構造計算は**(4,000～5,000)円**)⇒第2◆オプション手数料(割増し手数料)
令第38条、令第66条等)は3,000円とする。
- ※7 確認申請、完了検査申請の追加説明書は1件につき検査手数料は500円～とし別に審査料を設ける。⇒ 第8◆各種届事務手数料

第2◆オプション手数料(割増手数料) (単位:円)

床面積の合計	A ルート1の場合 構造手数料 (EXJ・棟単位等)	B *避難安全検証法 +全館避難の場合	C 天空率(道路・隣地・北側単位)	D 耐火性能 検証法	E バリアフリー法	F 日影による 高さの制限
	200㎡以内	22,000 既存(4,000)	10,000 + 10,000	10,000	20,000	20,000
200㎡を超え、 500㎡以内	33,000 既存(4,000)	15,000 + 10,000	15,000	25,000		
500㎡を超え、 1000㎡以内	44,000 既存(4,000)	20,000 + 10,000	20,000	30,000		
1000㎡を超え、 2000㎡以内	55,000 既存(5,000)	30,000 + 10,000	25,000	35,000		
2000㎡を超えるもの	55,000 既存(5,000)	40,000 + 10,000	30,000	40,000	30,000	
+ 全館避難の場合は10,000を追加する						
G	法第6条第4号建物に設置するEVを完了まで一括前納の場合		22,000	確認のみ 10,000	完了のみ 16,000	
I	ルート2・ルート3の場合 構造計算適合性判定図書と確認申請の整合性の審査				20,000	
注記:	※A 構造計算の単位に対して加算します。 既存不適格 は()を加えます 既存不適格の場合で令第137条の2第2号による計算(告示第566号) ○既存部分の合計床面積の1/2を申請面積に加算する。 ※B *避難検証法の面積(各階ごととする) *下段は全館避難検証の場合で上段の避難検証法の総額を加える ※C ・天空率は道路・隣地・北側の個々について1単位とします。				H 特定天井を有する場合	
一建築物に対して加算します。					当該建築物の部分の床面積合計を確認申請手数料×率とする	① 仕様ルート 確認申請料×0.2 ② 落下防止 確認申請料×0.3

第3◆構造計算審査確認手数料

(単位:円)

【ルート2の構造計算は次の特典があります。】(確認申請時に完了検査まで一括納入した場合に限ります。)
詳細はご相談ください

○ ルート2の計算は構造計算適合判定機関に提出してください。この手数料の一部は確認申請手数料から減額します。
なお、この特典は確認申請1件につき1件とします。(複数棟ある計算は最大の面積1棟のみの減額となります。)

構造計算適合判定 面積	一括申請の場合の手数料減額額
200㎡を超え500㎡	50,000
500㎡を超え1000㎡	70,000
1,000㎡を超え2,000㎡	100,000
2,000㎡を超えるもの	130,000

第4◆建築設備・工作物 確認申請・完了検査手数料

(単位:円)

項目		確認申請	左記の構造計算 加算額	完了検査	一括申請 (4,000円の減額)	計画変更
令第146条 昇降機等 (単位:1基)	エレベーター	26,000		37,000	59,000	12,000
	エスカレーター	26,000		37,000	59,000	12,000
	※ ホーム エレベーター	20,000		32,000	48,000	10,000
	小荷物専用 昇降機	16,000		26,000	38,000	8,000
	上記以外の 建築設備	確認検査料金表第1の1/5(各々の手数料に乗じた額とする)				
※個人住宅用のエレベーターで、かごは2人用、又は車いす利用者と介護者が同乗できる3人用とする。なお、いす式階段昇降機はホームエレベーターの扱いにするが、業務用はエレベーターの扱いとする。						
項目		高さ	確認申請	完了検査	一括申請 (4,000円の減額)	計画変更
※1 工作物(1基) 令第138条	第1項1号~4号	①高さが15m以下のもの	21,000	31,000	48,000	12,000
		②高さが15mを超えるもの	33,000	40,000	69,000	15,000
※2 工作物(1基) 令第138条	第1項5号	①高さが5m以下のもの	24,000	31,000	51,000	14,000
		②高さが5mを超えるもの	43,000	52,000	91,000	18,000
工作物 令第138条 第2項	第1号のもの	別途見積とする				
	第2号のもの					
	第3号のもの					
工作物 令第138条 第3項	第1号のもの					
	第2号のもの					
工作物の変更で同様の物件が複数ある場合、2つ目以降の計算が同様である場合は80%の手数料とすることができる。						

第5◆工作物確認申請料加算額(同一敷地内に2以上の申請に対するもの)

(単位:円)

※1 令第138条第1項に規定するもの	基(1) 基本の手数料	2つ目までの計算 基(1)に80%の金額 を加える	3つ目までの計算 基(1)に80%の金額 を加える	4つ目までの計算 基(1)に80%の金額 を加える	5(n)つ目以上までの計算
申請料※1 ①計算式	21,000	21,000+21,000*0.8 37,800	37800+21,000*0.8 54,600	54600+21000*0.8 71,400	21000+21000*0.8*(n-1) 基本手数料×(1+0.8(n-1))
申請料※2 ①計算式	24,000	24,000+24,000*0.8 43,200	43000+24000*0.8 62,200	62200+24,000*0.8 81,400	24000+24000*0.8*(n-1) 基本手数料×(1+0.8(n-1))
申請料※2 ②計算式	43,000	43000+43000*0.8 77,400	77400+43000*0.8 111,800	111800+43000*0.8 146,200	43000+43000*0.8*(n-1) 基本手数料×(1+0.8(n-1))
申請料※1①計算式、完了検査及び計画変更も同様に各々の手数料に80%に乗じた額を加えたものとする。					

第6◆仮使用申請手数料

(単位:円)

法第7条の6第1項第2号の規定に基づく仮使用の認定審査手数料			
仮使用部分	面積	手数料	※ 区域による出張手数料は第7◆の表による
	300㎡以内	40,000	※ 仮使用を延長する認定申請の手数料は1/2とする。
	300㎡を超え500㎡以内	50,000	※ 直前の確認済又は中間検査合格証が当機構以外の場合には20%を加算する
	500㎡を超え1000㎡以内	70,000	
	1000㎡を超え2,000㎡以内	100,000	
	2,000㎡を超え5,000㎡以内	160,000	
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	220,000	
	10,000㎡を超え15,000㎡以内	270,000	
	15,000㎡を超え20,000㎡以内	300,000	
	20,000㎡を超えるもの		別途見積とする

第7◆検査出張料

(単位:円)

申請地		検査出張料	交通費			
A 区域	山梨県					
A-① 区域	北杜市	2,000円	申請地が左記の区域の内・外にかかわらず交通の便などによりこれによれない場合は、別途協議の上料金を定めます。			
A-② 区域	身延町・鳴沢村	3,000円				
A-③ 区域	西桂町・早川町・富士吉田市・富士河口湖町・忍野村	4,000円				
A-④ 区域	大月市・丹波山村・山中湖村・南部町・都留市	5,000円				
A-⑤ 区域	上野原市・道志村・小菅村	6,000円				
B 区域	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	出張料	
C 区域	長野県				別途一覧表参照	
D 区域						
都市計画区域外(知事の指定する区域を除く)は割増手数料に1,000円を加える。						
算定例:	甲府市都市計画区域⇒0		身延町都市計画区域⇒3,000、			
	甲府市都市計画区域外⇒1,000		身延町都市計画区域外⇒3,000+1,000、		道志村⇒6,000+1,000=7,000	
※出張料は上記の区分による。ただし複数の建物等の申請敷地が近くの場合(概ね100m以内)で検査日時が同時間の場合に設定した物件は同一申請者に限り建築物の検査を優先し、2物件からは50%の出張料とすることができる。						

第8◆各種届事務手数料

① 500円	① 工事施工者届け、建築主の変更届け、監理者届、浄化槽変更届、軽微変更届(②を除く)等の届。(各届出一物件とする。)
② 1,000円 ~	② 軽微変更届;変更が複数の場合で、4力所以内を1,000円とし、以後3力所以内を1,000円ずつ加算。 例;5力所の変更・・・4力所まで1000円+1力所1000円⇒2000円)
③ 500~ 10,000円	③ 確認・完了検査申請追加説明書 (追加説明の内容(変更内容及び図書等枚数)により追加する。)...②の内容に準ずる。

第1◆~第8◆共通

注:計画変更に関し各種届がある場合は「第8◆各種届事務手数料」を加える。

注:手数料の単位は円とし、500円単位で切り捨てる。

注:上記以外の項目等、これによりがたい手数料は別途協議による。

※第7◆検査出張料 別途

検査出張料	B 区域 埼玉県					
10,000	秩父市	皆野町 <small>(秩父郡)</small>	小鹿野町 <small>(秩父郡)</small>	横瀬町 <small>(秩父郡)</small>		
11,000	長瀬町 <small>(秩父郡)</small>					
14,000	本庄市					
15,000	入間市					
16,000	狭山市	飯能市	日高市	所沢市		
17,000	鶴ヶ島市	朝霞市	毛呂山町 <small>(入間郡)</small>	川島町 <small>(比企郡)</small>	坂戸市	和光市
	越生町 <small>(入間郡)</small>					
18,000	鳩山町 <small>(比企郡)</small>	北本市	鴻巣市	北本市	川越市	
19,000	吉見町 <small>(比企郡)</small>	さいたま市緑区	蕨市	東松山市	伊奈町 <small>(北足立郡)</small>	戸田市
	ふじみ野市	川口市	桶川市	滑川町 <small>(比企郡)</small>	さいたま市西区	鳩ヶ谷市
	富士見市	ときがわ町 <small>(比企郡)</small>				
20,000	草加市	八潮市	さいたま市浦和区	東秩父村 <small>(秩父郡)</small>	三郷市	さいたま市中央区
	さいたま市南区	熊谷市	上尾市	三芳町 <small>(入間郡)</small>	嵐山町 <small>(比企郡)</small>	新座市
	さいたま市大宮区	小川町 <small>(比企郡)</small>	志木市	さいたま市見沼区		
21,000	吉川市	さいたま市北区	さいたま市桜区	行田市	寄居町 <small>(大里郡)</small>	松伏町 <small>(北葛飾郡)</small>
	蓮田市	久喜市	羽生市	白岡町 <small>(南埼玉郡)</small>	鷲宮町 <small>(北葛飾郡)</small>	
22,000	美里町 <small>(児玉郡)</small>	加須市	さいたま市岩槻区	深谷市	越谷市	春日部市
	宮代町 <small>(南埼玉郡)</small>	幸手市				
23,000	上里町 <small>(児玉郡)</small>	神川町 <small>(児玉郡)</small>	杉戸町 <small>(北葛飾郡)</small>			

検査出張料	B 区域 千葉県					
21,000	市川市	浦安市				
22,000	船橋市					
23,000	習志野市	千葉市花見川区	千葉市美浜区	流山市	鎌ヶ谷市	
24,000	千葉市稲毛区	松戸市	千葉市中央区	柏市	野田市	千葉市若葉区
	白井市					
25,000	八千代市	我孫子市	四街道市	千葉市緑区		
26,000	酒々井町 <small>(印旛郡)</small>	佐倉市	印西市			
27,000	東金市	大網白里町 <small>(山武郡)</small>	富里市	成田市	八街市	
28,000	九十九里町 <small>(山武郡)</small>	芝山町 <small>(山武郡)</small>	山武市			
29,000	栄町 <small>(印旛郡)</small>	袖ヶ浦市	多古町 <small>(香取郡)</small>	木更津市	横芝光町 <small>(山武郡)</small>	
30,000	神崎町 <small>(香取郡)</small>	香取市	白子町 <small>(長生郡)</small>			
31,000	君津市	匝瑳市				
32,000	富津市	旭市	東庄町 <small>(香取郡)</small>			
33,000	市原市	長南町 <small>(長生郡)</small>	大多喜町 <small>(夷隅郡)</small>			
34,000	睦沢町 <small>(長生郡)</small>	長柄町 <small>(長生郡)</small>	茂原市			
35,000	鋸南町 <small>(安房郡)</small>	銚子市	一宮町 <small>(長生郡)</small>	鴨川市	いすみ市	
36,000	南房総市	長生村 <small>(長生郡)</small>	御宿町 <small>(夷隅郡)</small>	勝浦市		
37,000	館山市					

検査出張料	B 区域 東京都					
10,000	奥多摩町 <small>(西多摩郡)</small>					
11,000	檜原村 <small>(西多摩郡)</small>					
12,000	昭島市	あきる野市	日の出町 <small>(西多摩郡)</small>	八王子市		
13,000	青梅市	福生市	羽村市			
14,000	瑞穂町 <small>(西多摩郡)</small>	武蔵村山市	町田市			
15,000	日野市	国立市	府中市	調布市	多摩市	稲城市
	国分寺市	立川市	東大和市			
16,000	小金井市	三鷹市	狛江市	杉並区	武蔵野市	小平市
	清瀬市	東村山市	西東京市			
17,000	東久留米市					
19,000	世田谷区	新宿区	渋谷区	中野区	目黒区	
20,000	練馬区	豊島区	千代田区	港区	板橋区	文京区
	中央区	北区	品川区	墨田区	江東区	台東区
21,000	荒川区	江戸川区	足立区	大田区	葛飾区	

検査出張料	B 区域 神奈川県					
11,000	大井町 <small>(足柄上郡)</small>	箱根町 <small>(足柄下郡)</small>				
13,000	愛川町 <small>(愛甲郡)</small>					
14,000	相模原市	海老名市	秦野市			
15,000	座間市	山北町 <small>(足柄上郡)</small>	厚木市	大和市	開成町 <small>(足柄上郡)</small>	松田町 <small>(足柄上郡)</small>
	綾瀬市	伊勢原市	寒川町 <small>(高座郡)</small>	南足柄市		
16,000	川崎市多摩区	茅ヶ崎市	平塚市	横浜市泉区	川崎市麻生区	
17,000	川崎市高津区	二宮町 <small>(中郡)</small>	大磯町 <small>(中郡)</small>	中井町 <small>(足柄上郡)</small>	横浜市旭区	横浜市瀬谷区
	横浜市緑区	藤沢市	川崎市中原区			
18,000	横浜市保土ヶ谷区	横浜市青葉区	横浜市戸塚区	横浜市西区	川崎市宮前区	横浜市都筑区
	鎌倉市	横浜市栄区				
19,000	横浜市港北区	小田原市	横浜市神奈川区	横浜市港南区	横浜市磯子区	
20,000	真鶴町 <small>(足柄下郡)</small>	横浜市金沢区				
21,000	横浜市南区	湯河原町 <small>(足柄下郡)</small>	逗子市	葉山町 <small>(三浦郡)</small>	川崎市川崎区	横浜市中区
	横須賀市	川崎市幸区				
22,000	横浜市鶴見区					
23,000	三浦市					

検査出張料	C 区域 長野県					
7,000	富士見町	原村	川上村			
8,000	南相木村	小海町	北相木村	佐久穂町		
9,000	茅野市	諏訪市				
10,000	岡谷市	佐久市	小諸市	御代田町		
11,000	下諏訪町	塩尻市	軽井沢町			
12,000	辰野町	箕輪町	朝日村	東御市	南牧村	
13,000	山形村	南箕輪村	伊那市	松本市		
14,000	木祖村	宮田村	安曇野市	長和町	上田市	
15,000	駒ヶ根市	立科町	木曾町	池田町	松川村	生坂村
	筑北村	飯島町				
16,000	上松町	中川村	大町市	松川町	麻績村	
17,000	高森町	豊丘村	喬木村	王滝村	大桑村	
18,000	青木村	大鹿村	飯田市	白馬村	小川村	南木曾町
19,000	千曲市	阿智村	下條村	小谷村		
20,000	泰阜村	長野市	阿南町	坂城町		
21,000	平谷村	須坂市	小布施町	根羽村	高山村	
22,000	天龍村	売木村	中野市	飯綱町		
23,000	山ノ内町	飯山市	木島平村			
24,000	信濃町	野沢温泉村				
26,000	栄村					

※上記の出張料を基本とする。ただし、通常の交通方法の交通費による方法で対応できない場合は別途計算する。

- 第1 建築基準法施行令第10条第2項第二号又は第四号に規定する計画の変更に係る部分の床面積(増加する部分を除く。)は次のとおりとする。
- 次の各号に掲げる変更に応じて、それぞれ当該各号に掲げる面積を変更に係る部分の床面積として算定する。
- 一 敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は敷地内における建築物の位置の変更申請に係る建築物の建築面積
 - 二 建築面積の変更 変更される建築面積
 - 三 高さ又は階数の変更 高さ変更される部分の床面積又は変更される階の床面積
 - 四 床の変更 変更される部分の床面積
 - 五 階段の変更 変更される部分の水平投影面積
 - 六 柱、はり又はけたの変更 当該変更に係る柱、はり又はけたが荷重を負担する部分の床面積(変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合にあつては、その大きい方の面積を変更する部分の床面積とする(次号において同じ。))
 - 七 壁の変更 当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積
 - 八 屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更 変更される部分の水平投影面積
 - 九 開口部の変更 変更される開口部の面積
 - 十 土台、基礎又は基礎ぐいの変更 土台、布基礎又はこれに類する基礎にあつては壁に、その他の基礎又は基礎ぐいにあつては柱に準じて算出された面積
 - 十一 小屋組の変更 変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積
 - 十二 斜材 変更される部分の水平投影面積。ただし、当該斜材が壁に含まれる場合にあつては壁の変更として算出した面積とする。
 - 十三 建築設備(建築基準法第87条の2第1項に該当するものを除く。)の変更 変更される建築設備の水平投影面積。ただし、防煙壁の変更にあつては、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙区画部分の壁全体の長さに占める変更される防煙壁の長さの割合を乗じた面積
- 2 前項各号に掲げる変更以外のもの(当該建築物の計画に前項各号に掲げる変更が含まれる場合を除く。)にあつては、30平方メートル以下であるものとして取り扱うものとする。
- 第2 第1の規定により算定した変更に係る部分の床面積の合計が変更前の計画の床面積の合計を超える場合にあつては、変更前の計画の床面積の合計を上限とする

☆ 四の床面積 ; 棟が違う場合 ⇒…別棟の場合は新たに申請する場合として手数料を算出するものとする。